

# 労働保険の対象になるかどうか確認しましょう

## 保険料のしくみ

労災保険料は、使用する全ての労働者に支払う賃金の総額に、各事業の種類ごとに定められた労災保険率を乗じて計算するのが原則ですが、建設業の場合、賃金総額を「請負金額」から計算（下図の通り）することが認められています。請負金額に事業の種類ごとに定められた「労務費率」を乗じて得た額がこの工事の賃金総額とされます。

「請負金額」には、いわゆる請負代金の額そのものだけでなく、事業主が注文者などからその工事に使用する工事前の資材などを支給されたり、機械器具などを貸与された場合は、支給された価額相当額又は機械器具などの相料相当額が、請負代金の額に加算されます。なお、消費税については請負代金に含まれませんのでご注意ください。

$$\begin{array}{c} \text{請負金額} \\ \text{千円} \\ \text{(消費税抜)} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{労務費率} \\ \text{ } \end{array} \times \begin{array}{c} \text{労災保険料率} \\ \text{ } \end{array} = \text{保険料}$$

↑ 1ページの労災保険率表を参照ください

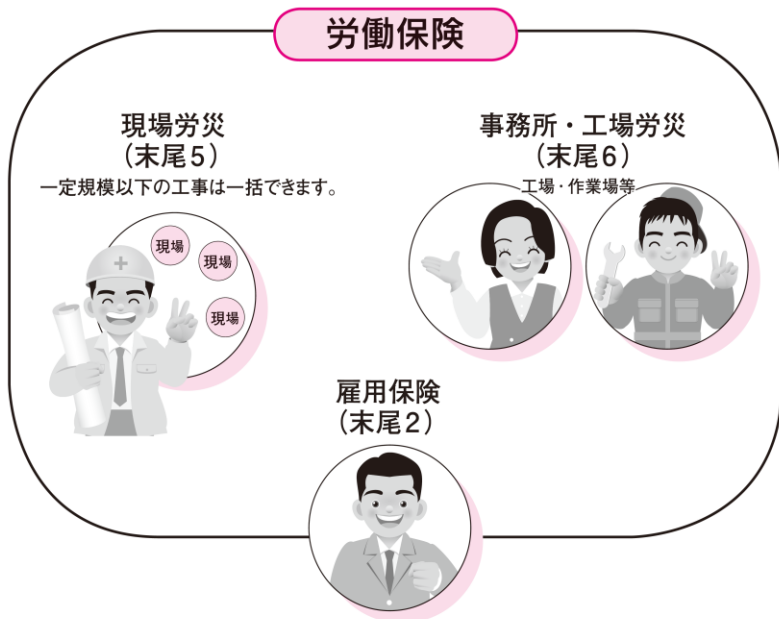
## 一括できる工事高

建設業は、原則として個々の工事ごとに有期事業として労災保険に加入することになっていますが、年間を通じて一定規模以下の建設業を行う場合には、それぞれの事業をまとめて一つの保険関係で処理することになっています。これを「有期事業の一括（一括有期事業）」といいます。

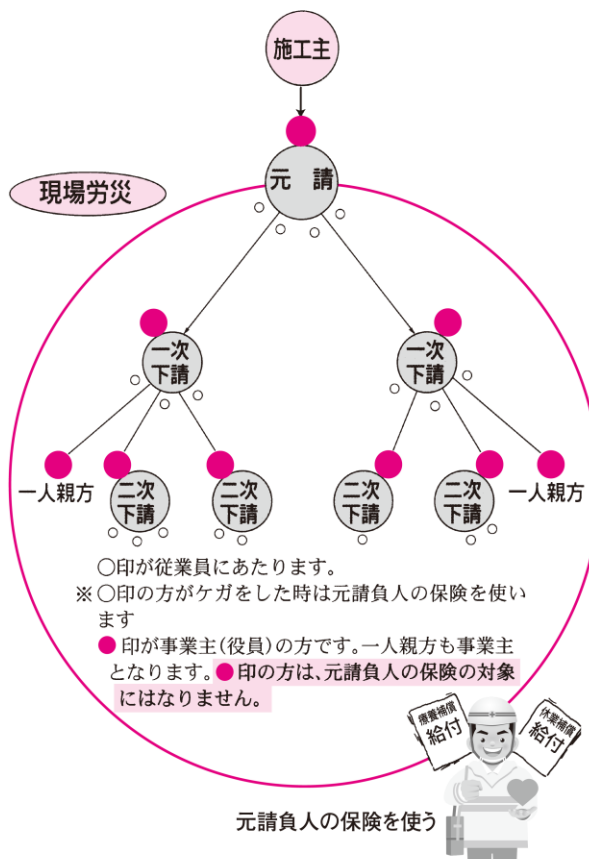
◎一定の規模とは……一つの工事の請負金額が1億8千万円（税抜）未満でかつ概算保険料が160万円未満

# まずは労働保険のしくみを理解しましょう

## 労働保険のしくみ



## 現場労災のしくみ



## 保険の種類と基幹番号の意味

- 建設業の労働保険番号は、保険の種類により次の3つに分かれます。
- 基幹番号の末尾(太字の数字)が5は現場労災、2は雇用保険、6は事務所・工場労災を表します。
- 府県から枝番号までの長い番号が貴社のそれぞれの保険番号となります。

保険関係(保険の種類)	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
建設の現場に係る労災保険(一括有期事業)	22	1	01	9 3 2 1 8 5	○○○
〃	22	1	01	9 3 2 6 5 5	○○○
〃	22	1	01	9 3 2 8 0 5	○○○
雇用保険	22	3	02	9 3 2 1 8 2	○○○
〃	22	3	02	9 3 2 6 5 2	○○○
建設会社の事務所・工場に係る労災保険(継続事業)	22	1	01	9 3 2 1 8 6	○○○

## 請負事業の労災保険のしくみ

建設業では、元請負人が下請負人の使用する労働者を含めて、現場労災に加入しなければなりません。したがって、下請負人の労働者が現場でケガをした場合は、元請負人の保険を使うことになります。

この場合、元請負人の保険が適用となるのは、元請負人・下請負人の労働者に該当する人(上図の○印の方)だけであり、事業主(役員)の方(上図の●印の方)は、特別加入しない限り、一切労災の対象とはなりません。また、一人親方も事業主となりますので、同様に特別加入(この場合は、一人親方労災に加入)しない限り、一切労災の対象とはなりませんのでご注意ください。